

# 開成町創業者支援

平成25年  
4月から

## 利子補給制度をはじめます

事業を営んでいない個人で、新たに開成町内で事業を開始又は会社を設立する方で、次の要件を満たす方を対象に融資にかかる利子分を補給します。

### 資格要件

- ・住民税(個人の道府県民税及び市町村民税)を滞納していないこと。
- ・創業のために必要な融資を日本政策金融公庫から受けていること。  
【平成25年4月1日以後の融資実行分が適用】
- ・融資実行日から6月以内に町内で開業していること。
- ・開成町暴力団排除条例で規定する暴力団員等でないこと。

### 交付対象 期間

- ・融資に係る第1回目の償還をした日から1年間(12ヶ月)  
【※ただし、繰上げ償還した場合はその月まで】

### 限度額

- ・日本政策金融公庫に利子として支払われた額で、15万円限度  
【※1,000円未満の端数は切り捨て】

### 申請 手続き

- ・交付対象期間終了後、3月以内に申請書及び必要書類を添えて産業振興課に申請してください。

◎詳しい内容や問合せは、

町ホームページ又は産業振興課まで

開成町産業振興課 電話 0465-84-0317

FAX 0465-82-5234

